

外国特許トピックス

2014年2月
特許業務法人 志賀国際特許事務所
(担当 外国事務部 原田雅史)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

ドイツ特許情報 - 特許法改正

ドイツにおいては昨年、特許法改正法案が成立し、本年2014年4月1日より施行開始されます。本改正法は2013年6月27日にドイツ国会下院、2013年7月5日に上院を通過し、2013年10月19日改正特許法として成立したものです。今回の法改正は端的には手続制度の適正化、欧州特許制度との調和、ユーザーフレンドリーな制度構築を目的としたものといえます。以下、今回の改正により実務面にも影響を及ぼすと思われる主要な改正点をご案内致します。

(1) オンライン包袋書類閲覧

ドイツ特許庁では2011年より包袋の電子化を進めていましたが、今回の改正でオンライン閲覧が可能になりました。このオンライン閲覧の条項は他の改正条項に先駆けて2014年1月7日より施行され、従前は書面による申請を経て謄本の交付を受けるか、ドイツ特許庁で自ら閲覧するかを選択しかなかったものが、オンラインで手軽に特許庁データの閲覧が可能になりました。

(2) 特許付与手続（出願、調査（サーチ）、審査手続）関連の改正

- ・ 発明者の指定 (Designation of Inventor) の運用を厳格にし、特許査定前に発明者の指定がされない場合は特許が受けられなくなります。
- ・ 特許出願がドイツ語以外の言語でされた場合、現行では出願日から3ヶ月以内にドイツ語による翻訳文を提出しなければならないとされていますが、2014年4月1日からは、英語、フランス語で出願された場合、ドイツ語翻訳文の提出期限が出願日から12ヶ月となります（ただし、優先日から15ヶ月を超えられない）。なお、ドイツ語翻訳文の提出期限内に調査請求、審査請求がなされた場合、審査官は裁量で出願人に対して翻訳文の提出を要求する指令通知を発行することができます。
- ・ 現行ではドイツ特許庁は出願人等の請求により当該特許出願の発明について先行技術調査を行います。発行されるサーチレポートには特許性に関する見解は付されていません。このサーチレポートについて2014年4月1日からは、特許性に関する見解が付されることとなります。これまで最初の拒絶理由通知が発行されなければわからなかった特許性に関する特許庁の見解が、調査請求することによって欧州特許出願と同様に早い段階でわかることとなり、この点で出願人の便宜に資する有意義な改正といえます。ただし、この工数の増加のため特許庁料金が値上げとなり、調査料金が現行の250ユーロから300ユーロに改定されます。また、現行では第三者による調査請求が認められていますが、今回の改正で第三者による調査請求は不可となります。ただし、第三者による審査請求は引き続き可能です。
- ・ 特許出願の審査段階では、これまでには聴聞の請求を認めるか否かを審査官が裁量により決定していましたが、今回の改正で出願人から請求があった場合は審査官は必ず聴聞をしなければならないと義務付けられました。

(3) 特許異議申立手続関連の改正

- ・ 現行では特許異議申立可能期限は特許公告日より3ヶ月以内ですが、今回の改正で期限が欧州特許と同じ特許公告日より9ヶ月以内と延長されました。異議申立人の立場からすると証拠収集、書面準備にこれまでより余裕を持って臨むことができることとなります。「9ヶ月期間」が適用される対象案件は2014年4月1日時点で現行の「3ヶ月期間」が経過していない全ての許可特許となります。
- ・ 2014年4月1日以降の異議申立の口頭審理は公に開かれた場（傍聴可能な審判廷）で行われ、これにより手続の透明度向上が図られます。

以上